

## 令和6年度第1回三浦市景観審議会

- 1 日 時 令和6年6月20日（木） 9時30分から11時まで
- 2 会 場 三浦消防署 4階会議室
- 3 議 題
  - (1) 会長及び副会長の選任について
- 4 報告事項
  - (1) 令和4年度及び令和5年度中の景観法に基づく届出等の状況について
  - (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取組みについて
- 5 出席者
  - (1) 委 員  
鈴木委員、中津委員、榊原委員、太田委員、山岡委員、渡邊委員、野村委員
  - (2) 事務局  
堀越都市環境部長、中村都市計画課長、柳澤グループリーダー、吉田主事
  - (3) 傍聴人 0人
- 6 議題等関係資料
  - 資料1 議題1. 会長及び副会長の選任について
  - 資料2-1 景観法に基づく届出等の状況について
  - 資料2-2 三浦市景観条例の届出対象行為について
  - 資料2-3 令和4年度中の景観法に基づく届出等の状況について
  - 資料2-4 令和5年度中の景観法に基づく届出等の状況について
  - 資料2-5 良好な景観形成事例について（令和4年度）
  - 資料2-6 良好な景観形成事例について（令和5年度）
  - 資料2-7 令和5年度中の三浦市景観計画第5章5. 5の規定に基づく事前確認書の状況について
  - 資料2-8 景観重要公共施設内の整備等の具体例について
  - 資料3 景観重要建造物と景観重要樹木の指定に向けた取組について
- 7 議事
  - ・定刻に至り、事務局（堀越部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。

- ・出席者が半数（7名中7名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
- ・傍聴申出はありませんでした。
- ・本日の議題・報告事項につきましては、三浦市景観審議会運営要領第2条の非公開事由には該当しないことを報告しました。

【堀越部長】

それでは議事に入らせていただきます。

議題1「会長及び副会長の選任について」でございますが、資料1をご覧ください。

三浦市景観条例施行規則第14条第1項の規定により、会長の選任は、委員の互選によるところとなっております。

審議にあたりまして、選任の方法などについて、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【榊原委員】

従来も鈴木委員にお願いしていたので、今回もお願いできればと思ひまして、皆様にお諮りいただければと思ひます。

【堀越部長】

ただいま榊原委員から、これまでの任期において会長を務められていた鈴木委員に会長をお願いしてはどうか、というご発言をいただきました。皆様いかがでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

【堀越部長】

ありがとうございます。それでは、本審議会会長につきましては鈴木委員をお願いしたいと存じますが鈴木委員いかがでしょうか。

【鈴木会長】

ご推薦いただきありがとうございます。謹んでお受けいたします。よろしく願いいたします。

【堀越部長】

ありがとうございます。

次に、規則上の職務代理者、いわゆる副会長につきましては、三浦市景観条例施行規則

第14条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員となっておりますが、鈴木会長いかがでしょうか。

【鈴木会長】

関東学院大学の中津先生にお願いしたいと思います。

【堀越部長】

ありがとうございます。

鈴木会長からのご指名がございましたので、中津委員よろしく願いいたします。

【中津委員】

よろしく願いいたします。

【堀越部長】

それでは会長及び副会長は決定いたしました。ご協力ありがとうございました。お手数ですが、ここで鈴木会長には議長席への御移動をお願いします。

それでは、三浦市景観条例施行規則第14条第4項の規定によりまして、鈴木会長に議長を務めていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

【鈴木会長】

改めましてよろしく願いいたします。三浦の景観行政とのお付き合いもこの条例を作る時からでございます。もう10年近くになりますが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは早速会議の進行につきまして私の方で進めさせていただきます。本日の次第の報告事項1「令和4年度及び5年度中の景観法に基づく届出等の状況について」、事務局からご説明をいただきたいと思います。

【事務局】

報告事項1「令和4年度及び令和5年度中の景観法に基づく届出等の状況について」ご報告させていただきます。資料2-1をご覧ください。「景観法に基づく届出等の状況について」になります。

まずこの報告についてですけれども、届出制度の概要を最初に説明させていただきます。次に実際にあった届出の状況を報告させていただきます。資料が2-1から2-8まで多数ございますのでポイントのみの説明になりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

まず資料2-1の2行目をご覧ください。景観法に基づき、三浦市景観条例第7条から

第18条の規定により、市内で一定規模以上の行為を行うときは、事前の届出を要することとしております。次の法的根拠につきましては後程ご一読いただきますようお願いいたします。

資料2-2をご覧ください。「三浦市景観条例の届出対象行為について」になります。届出が必要になる行為は下の表のとおりになっております。届出対象行為は多々ございますので、主な対象行為として表の中のうち令和4年度及び令和5年度に実際に届出があったものについて下線を引いております。こちらをご参照いただければと思います。表の説明ですけれども、行為の種別として「建築物の建築等」がございまして。この中で令和4・5年度に届出があったのは、建築物の新築、色彩の変更となっております。すべての建物が届出対象になるわけではございません。対象となる規模といたしましては、右側の(1)から(3)で、高さが12mを超える建築物の場合、延べ面積が700㎡を超える建築物、計画戸数が12戸以上の住宅となっております。下の方にいきますと「工作物の建設等」については、工作物の新設の届出が令和4・5年度にございました。規模につきまして(1)から(8)まで規模の要件がございまして、実際に届出の対象になったのは(5)高さが2mを超える擁壁になります。なお擁壁という言葉ですけれども、崖や建物などが崩壊しない為に設置する壁状のものになります。

次の2ページ目をご覧ください。「開発行為」の場合は、規模は土地の面積が500㎡以上の物が対象となります。また、「木竹の伐採」いわゆる樹木の伐採にあたりますが、こちらは伐採区域の面積が500㎡以上のもの、又は木竹の高さが10m以上のものになります。以下につきましては後ほどご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

欄外の丸印をご覧ください。届出が不要な行為といたしましては、通常管理行為、軽易な行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為、以下いくつかございますがこういったものは届出が不要になります。

次の3ページをご覧ください。手続きの流れになります。こちらの方も後ほどご一読いただきたいのですが、一つの行為を行うに際してこれだけの手続きを行いまして、必要な指導、助言を行っている状況となっております。

次の4ページをご覧ください。景観誘導指針・景観形成基準（色彩基準）になります。こちらは届出の際、建築物や工作物の色彩に関する基準となっております。こちらの基準は下の表のとおりとなっております。建築物の外壁と屋根等について、それぞれ明度、彩度を定めています。こちらは文字ですと分かりにくいので実際のカラーチャートを次の資料2-2でA3用紙に記載しております。カラーチャートを見ていただきますと、左下に凡例がございまして。凡例の枠の中に青枠がございまして、この青枠は建築物の外壁及び工作物表面の基調色の許容範囲を示しております。その下の緑枠は、建物の色彩の許容範囲を示しております。市内をいくつかのゾーンやエリアに分けて指定しておりますが、いずれにしてもこちらを見ていただくとわかりますように強い色といいますが、そういった色を避けて落ち着いた色を許容範囲としています。

次に資料２－３をご覧ください。「令和４年度中の景観法に基づく届出等の状況について」になります。ここからは実際の届出等の状況のご報告になります。左側のナンバーにありますとおり、届出件数は９件になります。主なものとして、ナンバー６番をご覧ください。行為の種類は建築物の新築、木竹の伐採となっております。その隣、行為の概要は三浦市子育て賃貸住宅等の整備となっております。一番右側の概要をご覧ください。旧南下浦市民センター跡地に三浦市子育て賃貸住宅ほかを建築したものです。この時、建築物等のデザインや色彩、既存樹木の保存など、景観に配慮したものとなるよう指導を行っております。

次にナンバー９番をご覧ください。こちらは建築物の新築、開発行為が主な種類となっております、行為の概要は共同住宅の建築となっております。一番右側の概要欄としては、三浦海岸駅前の大規模開発事業となっております。今三浦海岸の駅前で工事をしておりますマンション名「ウエリス三浦海岸」に関するものがこちらになります。こちらでは外壁等では長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図るとともに、自然環境要素や街並みと調和するように指導を行いました。

なお、こちらの表のうち６番につきましては後ほど資料２－５で詳しくご説明いたします。令和４年度中の届出の状況は以上になりまして、次の資料２－４は「令和５年度中の届出等の状況」になります。令和５年度の届出は８件となります。主なものとしてナンバー１番をご紹介します。１番は行為の種類が建築物の新築となりまして、行為の概要は物品販売業を営む店舗の新築となります。１番右の概要欄は株式会社クリエイトエス・ディーによる店舗の新築になります。県道沿いにクリエイトエス・ディー諸磯店が今年の２月にオープンしましたが、そちらに関する届出となっております。

次にナンバー７番をご覧ください。行為の概要は店舗の色彩の変更となっております。概要欄は株式会社カインズによる店舗の塗装となっております。こちらは入江にありますカインズホームの外壁を変更したときの届出となっております。

なお、このうちの１番クリエイトエス・ディーにつきましては、資料２－６で詳しく説明させていただきます。令和５年度中の届出等の状況については以上となります。

資料２－５をご覧ください。先程ご説明いたしましたうち、令和４年度に行いました三浦市子育て賃貸住宅等整備事業について詳しくご説明をいたします。こちらの所在地は南下浦町上宮田、三浦海岸駅のすぐ近くになります。周辺環境との調和を図った例といたしましては、協議により、自然環境要素やまち並みなどに調和するよう、景観形成基準（色彩基準）を遵守し、落ち着いた印象の色彩となるよう指導いたしました。また協議により、既存緑地や斜面地の植生を保全するため、できる限り既存の樹木の保全を行うとともに、伐採した樹木の代替緑化を行い、緑地の保全を図りました。三浦市の指定保護樹木でありますクスノキ３本の保全を行いました。また、正面玄関を中心とした代替緑化を行っております。

次に資料２－６をご覧ください。こちらは令和５年度に行いました株式会社クリエ

トエス・ディーの店舗の新築工事となります。所在地は三浦市三崎町諸磯になります。周辺環境との調和を図った例といたしましては、協議により、室外機等の設備機器類が公共道路から見えないよう建物の裏に配置し、近隣からも見えにくいよう目隠しフェンスを設置いたしました。また協議により、公共道路へ圧迫感を与えないよう建物を敷地奥に設置することとし、敷地境界線から壁面の位置を離し、周囲と調和した配置といたしました。また、前面に駐車場を設置し、公共道路と建物の位置を離して圧迫感を軽減いたしました。こちらが令和４・５年度の実態的な事例になります。

次に資料２－７をご覧ください。「令和５年度中の三浦市景観計画第５章５．５の規定に基づく事前確認書の状況について」です。こちらは令和４年度まで景観審議会でご審議いただきまして、令和５年度から開始いたしました「景観重要公共施設」に関する確認書の提出状況になります。景観重要公共施設として指定した１１の施設のうち、整備に関する事項や占用許可等の基準を定め、それに基づきまして確認書が出てきておりますので、その状況をご報告いたします。上の表が施設の整備に関する確認書の提出状況となります。３件ありましたうち１件目、事業名は間口漁港駐車場整備になります。こちらの方は資料２－８の方で説明いたします。

下の表をご覧ください。こちらは施設の占用に関する確認書の提出があったものです。６件の確認書の提出がございました。そのうち５件は電柱の建替えや新設に伴うものとなっております。

次に資料２－８をご覧ください。令和５年度の「景観重要公共施設内の整備等の具体例について」をご紹介します。こちらは間口漁港の江名地区の駐車場整備に関するものです。所在地は三浦市南下浦町松輪となっております。周辺環境との調和を図った例といたしまして、三浦市景観計画で定める景観形成基準に準拠するよう、経年変化やメンテナンス等を考慮した塩害対策を施した設備といたしました。塩害対策を施した駐車場入口の標識を設置しております。また、三浦市景観計画で定める景観形成基準に準拠するようフェンス類は必要最小限の設置範囲で設置し、色彩基準を満たしたものとしました。電柱は視界を遮らないよう整理して配置するなど、見通しや開放性を確保しました。

説明は以上になります。

#### 【鈴木会長】

はい。ありがとうございました。それではただ今の説明について、質問、ご意見等ありましたらお願いします。

#### 【中津委員】

資料２－３の令和４年度の４番の三崎町諸磯ですが、この概要のところに『現況地盤の測量及び現状を把握するための行為』と書いてあるんですけども、これは把握するために１,０００㎡以上の木竹をフリーパスですべてを切ってクリアランスにしたっていう、そ

ういう意味ですか。元々どのような植生があったかわかりませんが、これは測量の為に全部木を切ったってことですか。例えばここで保護樹木があったのかですとか、どれくらいの木がどれくらい高さがあったですとか、それは竹なのか樹木なのか、どのような植生を1,000 m<sup>2</sup>ぐらい切ったのでしょうか。そういうことは把握されていますか。

【事務局】

詳細な資料については手元にございませんが、おそらく委員さんがおっしゃるとおり、把握する為に木竹の伐採の届出があったものと思います。

【事務局】

補足です。中津委員から保護樹木があったのかとのご質問がございましたが、名向崎に保護樹木はございません。測量の為に保護樹木を切らせるということは、厳に避けなければなりません。今詳細が申し上げられませんので恐縮ではございますが、視点としては当然必要最低限というチェックはしております。詳細につきましては追って皆さんにお知らせしたいと思います。

【中津委員】

私も建設、設計に携わっているものでちょっと気になったんですけど、開発や土地区画整理事業とかではないと思うんですけど、全体計画の中でどういうふうに配置計画をするだとか、そういうことのなかで測量の為にもちろん伐採することはありませんが、今レーザーが進んでますからその辺りはきっちり記録を残して市民にも説明出来るようになっていた方がいいかなと思います。

【鈴木会長】

行為を行った場所は小学校の方ですか。

【事務局】

こちらは名向小学校の奥の方で市街化調整区域です。いわゆる別荘のエリアで、おそらく斜面地なども含んでおりますので、測量する際に直線では図れないところを測量するのに最低限、当然そこは意識しておりますので、既存植生をなるべく残すように常に指導しております。今詳細を申し上げられなく申し訳ありませんが、こういうことは引き続き意識して対応していきたいと思っております。

【鈴木会長】

他にありませんでしょうか。

【中津委員】

もう一ついいですか。資料2―5のクスノキ3本の保護樹木を保全したというのはもともとの位置で保全をしたのか、移植したのか、というのがちょっとわからないなという気がしたのが一つと、伐採した樹木の代替緑化というのはどういうことをやったのか、これは生垣みたいのがあるんですかね。これだけが代替緑化なんでしょうか。これ解体前の場所は分かっているんですけど、うっそうと茂ったいい雰囲気だったんですけど。その代替がこれなんでしょうか。

【事務局】

一点目の保護樹木の位置についてですが、中津委員に会長を務めていただいております緑の審議会でも中津委員にもご意見をいただきました保護樹木は当然残してありまして、移植ではなく現地で保護させていただいております。あわせて委員のおっしゃるとおり、昔の海防陣屋があったところで大変緑豊かでしたので、代替植栽をしております。写真が一枚ですので、保護樹木とエントランス、目隠しの樹木しか写っていませんが、周辺には開発にあたって植栽はこれ以外に大分行っております。ただ、将来の成長も加味いたしまして、あまり密植せずに将来樹木が育った時点でかなりの緑地率は確保できると思います。

【鈴木会長】

他にはいかがでしょうか。今回初めての方もいらっしゃるみたいなので手続きの質問やどういった指導しているかなどもあれば。

【渡邊委員】

資料2―6なんですけれども、クリエイトエス・ディーの店舗の新築工事で駐車場の設置、前面を駐車場にということでやられていると思うんですけど、かなりあの辺り、出入りがしにくいような状況になっているのではないかなと思っております。道路が結構危険じゃないかなという気がしました。そのあたりの指導とかはされているのでしょうか。

【事務局】

今回は景観計画、景観条例に基づく指導のご紹介でしたが、今お問いの駐車場の出入りに関しましては、併せてまちづくり条例の対象となる事業になりますので、まちづくり条例の協議の中で警察と事業者の方で協議をいただいております。そちらの方で警察の方の指導というのは受けております。

【事務局】

先程の資料2―3と2―4ですが2―3は令和4年度中、2―4は令和5年度中の届



出なんです、前の方に○印が付いているのがございます。これは景観とは違って、今説明がありましたまちづくり条例、開発そのものに関する様々な調整をする条例に該当するものでございます。公害、交通安全、防犯等、総合的に審査しておりまして、交通安全でしたら市民協働課など、それぞれ担当がありますのでそこで詳しく協議をしまして、交通の方でしたら警察ですとか、十分に安全対策をするように協議をしております。

【渡邊委員】

その中で気になっているのが、市の中で縦割りになってしまっていて、ここは何課でやっているのかは分かりませんとか、かなりそういう対応が多いのでその辺りがしっかり総合的に調整されてやられているのかなと気になっています。

【事務局】

まちづくり条例では今説明があったとおり、各分野においてはおっしゃるとおり各課で協議は行っているんですけれども、そのとりまとめは都市計画課で行っており、事業者との窓口である都市計画課ですべて把握して事業を進めるようにしております。

【事務局】

渡邊委員は、これだけに関わらず、他の市の行政の面で縦割りで他との情報共有が済んでいるのかということを含んでいると思うので、その点につきましては十分注意してやっていきたいと思います。このまちづくり条例につきましては、先程交通安全は市民協働課というご説明はしましたが、市民協働課と事業者が協議した結果が書面で都市計画課の方に送られるようになっていきますので、そういう面では申し上げましたとおり、最終的には情報の一元化はできています。また、工事が終わったときにそれに基づいて現場検査などもしておりますので、これに関しては担保されています。

ただ、他の分野においても縦割りが起きないように注意していきたいと思います。ご理解いただければ幸いです。

【山岡委員】

私も質問させてください。資料2－5にあります、三浦市の指定保護樹木がクスノキとありますが、クスノキ以外に指定保護樹木に指定されている樹木はあるのでしょうか。

【事務局】

この南下浦の子育て賃貸住宅の中には3本でございます。この他に同じ都市環境部の中に環境課という部署がございまして、中津委員に会長を務めてもらっております緑の審議会の委員の皆様のご審議をいただいたうえで、平成10年ぐらいに24本ぐらい保護樹木を市内で指定させていただいております。樹種につきましてはクスノキからイチョ

ウ、タブノキ、ホルトノキなど、そういうものが指定されておりまして、残念ながら途中で枯れてしまって枯損木で伐採したものもございますが、現在も 20 本程度市内に健在しております。こちらは丁度 3 本かたまって残っております。

【山岡委員】

質問させていただいた経緯がセンターの所にかかなり早咲きの河津桜があったと思うんです。とても珍しい木だったと思うんですけど、今それは残っていないということでとても残念な気がしたんです。

あともう一点の質問なんです、この会とちょっと場が違うのかもしれませんが、市内に緑化保全地域というのが幾つかあると思うんです。私はグローイングの端の方に住んでいるんですけども、緑がものすごく成長してしまって住民が日陰になって困っているんです。市の管轄であれば適切な管理がなされればいいなと思うのですが。伸び放題になっていまして、そのあたりいかがですか。

【事務局】

市にみどりの条例というものがございまして、緑の保護地区や保全配慮区域といったものを指定出来る規定はありますが、この条例に基づく緑関係の保護地区等の指定はございませんで、この条例に基づくものとしては先程話題に上がった保護樹木という 24 本しかなく、山岡委員がおっしゃいました保護地区とかいう概念ではございません。例えば都市公園とか都市林ですとかそういうもの、もしくは道路の法地にある緑地など道路のいわゆる路面だけではなくて合わせて一筆で法地から路面まで管理しているところもございしますので、もし何かありましたらそれぞれ道路なら土木課ですとか、その管理者である、市の所管部署が伐採することになると思います。ただ、民地の場合ですとやはり伐採は土地の所有者の義務になりますので、もし通報しづらいとかありましたら市にお問い合わせいただければ所有者に指導したり、適切な管理や、伐採を行ってくださいなどと指導できますのでお申し付けいただけたらと思います。

【鈴木会長】

その他はいかがでしょう。

【野村委員】

やはりこの 2-5 の資料についてなんですが、この近所に住んでらっしゃる方がとても静かでいい場所で、緑豊かで、とても子供を遊ばせるときにいい場所だったのに、今こんなふうになってとても残念だとおっしゃっていたんです。確かに私も行ったことがあってとても静かでいいところだなと思っていて、なかなか駅の近くで、海岸の近くで、ああゆうところがあるのが少なかったのに、なぜこの場所に賃貸住宅を建てられたのかな

とやっぱり疑問に思っている方がいるんですけれども、それはもう市の持ち物だから市がここに建てますよって言われたら、景観審議会としては基準に合っているからどうぞ建てて下さいという話になるわけですね。ここじゃなくても、もっとそんな駅近で他の所でも空いてる土地はあったらうって思ったりしているのですが。

#### 【事務局】

おっしゃるとおり、あそこは町中であって緑陰という感じがあって、みなさんの緑の拠点であったことは間違いないと思います。一方で、三浦市の人口減が非常に厳しく、特に生産人口が減ってしまっていて大体年間に生まれる子供が約 150 人程度まで落ち込んでいます。特に子育て中の方にいらしていただく必要が市としてもあるという中で、大変苦しいところではあったんですけれども、建てることにしたものです。人が移住してくれないと、なかなか子育て賃貸住宅を建てても成果がでないので、子育てを安全快適にしてもらいながら移り住んでいただければと、南下浦地区の町中で緑の拠点になりうる、今さみしくなっておりますけれどもかなり周辺には大きくなる様な樹種も植えておりますので、10 年後、20 年後みなさんが憩えるような将来拠点になるように見越して代替緑化を事業者の方に申しつけております。今は非常にあの時と比べると寂しい感はあると思うんですけれど、10 年、20 年してくるとあの時植えといて良かったねと、少し前の面影と全く同じとはいえないと思いますが、将来を見据えた代替緑化については非常に意識をして今回の開発をさせていただいております。確かにいろいろなご意見があって、昔あそこは小学校だったところですので、時代とともに形は変わってきていますが、何か緑を残すことで将来ここが校庭だったということのをのこせるよう代替緑化という形にご理解をいただければと思います。

#### 【中津委員】

今の野村委員の指摘は、非常に的確な意見だと理解しております。その一方で、行政側も非常に苦しい立場というか、本来のその正義感と行事をやらなきゃいけないバランスが非常に苦勞されているのを見ていたのですごく理解はできるとは思っているんですけれども、こういうことを今後無くすためには、他の市町村ですと、やっぱり景観アドバイザー的な設計者が、業者が持ってきたのをフリーハンドでやって下さいではなくて、設計図を見ながら専門的なことが良くわかる、行政側のサポートでいいと思うんですけど、会議でやりかたによっては、施設は作るけど設計の考え方によってはもうちょっと木を増やすことはいくらかでも出来そうな気がするんです。そういうようなシステムを今後積極的に検討していただければ、もっと町が良くなるのではないかなと感想をもちました。あくまでも感想です。

【事務局】

いただきました感想、示唆に富んだご意見を、今後の行政に役立てていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

【鈴木会長】

この近隣だと、横須賀、逗子、鎌倉もですね。鎌倉はちょっと枠組が違いますけど、景観で事前に色々と専門家を交えて、一定規模以上ですけれども協議をする仕組みを作っています。この三浦の場合にはそういう専門家を入れるのもそれなりに予算も必要ということで、景観条例を作るときにそれ以前からまちづくり条例の方で規模が大きいものは意見を聞くことができるというふうにしていて、それとそろえる形で規模が大きなものについてはまちづくり条例にも必ずかかるだろうということで景観で揉める様なケースだとか、そういったものがある場合にはそこで事前の協議をするというような仕組みにしていたと記憶しているのですがどうですか。

【事務局】

大規模な開発案件、今おっしゃられた野村委員や、中津委員のご意見につきましては、いずれも三浦市のまちづくり条例の適用になっておりまして、まちづくり条例で住民説明会をやらさせていただいたり、参加住民の意向が少しでも反映出来るような仕組みを整えているところになります。

【鈴木会長】

この場合は、特別なケースだけ外部の専門家の意見が聞くことができる仕組みをつくるってことですかね。すべてではないんですよ。基本的には窓口の職員が対応するという形になっていますから。それをもう少しちゃんと専門家も入れて協議すべきというご意見だったと思います。ご検討下さい。

【榊原委員】

委員をやってはきてるんですけど、例えば今回の報告の中で、今三浦海岸の駅前で高層マンションが作られていて、そういうことに対する先程まちづくり条例の中でも手続きされているということで、そうすると景観審議会の中での役割、すごく専門の方とかいらっしやると思うんですけど、景観審議会で意見を聞かれたことはなかったと思うんです。報告は受けてても結果だけこうなってるんですよって話だけで、景観審議会の中とまちづくり条例の関係をもっと密にしないと、景観的な問題がちょっとあるんじゃないかって話が出たときに、景観審議会は何も意見が言えないじゃないけど、言う機会がない感じなのでその手続きをなにか考えていただければなって感じがします。

【鈴木会長】

ご指摘は、すごく重要なポイントだと思います。例えばちょっと解説を加えますと、景観法での法に基づく手続きとといいますか、確認申請を出す一定期間の前に出すということになっているんですけど、大体そのタイミングで協議をしてもマンションの類で位置をずらしてくださいとか、高さを下げてくださいとか、というような要請をしたところでもう構造計算が終わっているタイミングなんですよ。ですので協議をするのであれば、もっと手前の上流の所でやらなければ意味がないので、景観法委任の手続きとといいますか、法に基づく手続きより、まちづくり条例で事前の段階で色々意見を言う方の方がいいだろうと。ただその時の問題としては、やはり個人の情報にもかかわってくる話なのでマンションの間取りなどは図面で出てくるとですね、どこに何があるって全部わかってしまうわけなんですよ。そういうこともあるので、完全にオープンな審議会の中でそういうものを扱うと傍聴の人も聞ける。基本的には情報は公開しなくてはいけないということになっているので、審議会の中でやるということは難しいと思います。そこがもう三浦市だけではなくて、全国の自治体が感じてるジレンマなんですよ。これは景観法という法律の制度の立て付けの問題がまず第一にあるということはお理解いただければと思います。そういう面でいうと先程おっしゃられたように、景観の審議会と景観の条例とまちづくり条例をうまく連携して、まちづくり条例の割と上流の方で専門家の方で意見を聞くというのは一つやり方としてあるのかなと思います。

【榊原委員】

結局、今東京では外苑の問題が出ていたり、先日は国立でマンション壊したりとかありましたよね。そうすると、多分その前に一般の方はなかなか意見を言うっていう機会がないので、そうすると先生がおっしゃったように色々手続き上の問題が沢山ありまして難しいものもあると思うんですけど、結局後出しで話がでてくるから、そうするとまたそこでストップしちゃって、その辺が手続き上なにかもう少しそういう意見が最初にもってこれるような話があったほうがいいんじゃないかなと僕は思います。とりあえずそんな感じです。

【鈴木会長】

ちなみに、私がやっている逗子は別に景観審査委員会というのがあって、全部公開の上で計画は出してきてもらって色んな審議をしているんですね。だから、個人の住宅なんかは図面の間取りとかは消してもらって諮ったりしています。そうすると反対運動が起こっている案件も分かるので、その時はかなり専門家の方は言葉を選びながら慎重に議論をしなくてはいけないんですけども、一般の人からすると、そこで何を議論されているのか分かるというメリットがあります。重要なお指摘だと思います。ぜひ運用の仕方含めて検討していただけたらと思います。

私の方から一点だけ。これは協議が終わっている、こちらのドラックストアの資料2-6の案件なのですが、こちら設備を裏の方に持って行って手前を駐車場にするというのは、一般的にこの手の量販店の店舗のスタイルなのでここを評価してもしようがないと思うんですね。むしろ本来であれば、裏側に緑色に塗ってあるところがありますよね。まちづくり条例の緑化の義務の部分だと思うんですけど、これを前の方にどれだけでもってこられるのかっていうのが協議のポイントじゃないかなと思います。おそらく後ろ側の状況によるんですけど、ここは周辺に建物はありましたか。裏側は民家でしたか。相隣関係の為に緑を裏側に持っていくという配慮もあったのかもしないですけど、通りから目の見えるところに緑が少しでも出てくるように協議をしていただけたらと思います。駐車場は絶対に前にきますし、設備はやっぱり前には持ってこないで。プラスアルファを求めてもいいのではないかな。私からは以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項2に移りたいと思います。こちら景観重要建造物と景観重要樹木の指定に向けた取組について。こちらご説明よろしくお願いします。

#### 【事務局】

では、報告事項2「景観重要建造物と景観重要樹木の指定に向けた取組について」をご説明いたします。

資料3をご覧ください。1から順に説明させていただきます。「景観重要建造物と景観重要樹木の指定に取り組む理由」、今回取り組んだ理由になりますが、本市では、平成27年7月に三浦市景観計画を施行し、同年8月から三浦市景観審議会を開催しております。景観審議会では、平成27年度から29年度までの取組の一つとして、景観計画に定める「みうら景観資産」の認定を行い、12件認定いたしました。三浦市の景観計画では、「みうら景観資産」に関連する取組として、「景観重要公共施設」「景観重要建造物」「景観重要樹木」の3つの指定が定められています。そのため景観審議会では、このうちの一つである「景観重要公共施設」について、平成30年度から令和4年度まで取り組み、11施設を指定いたしました。今回、これまでの取組を踏まえ、「みうら景観資産」に関連する取組のうち残る2つである「景観重要建造物」と「景観重要樹木」の指定を、今回同時並行で行うものとなっております。なお、「みうら景観資産」の認定一覧は、添付の参考資料、ページにすると7ページになります。こちらをご覧ください。こちらは市のホームページから抜粋したものになります。みうら景観資産として認定いたしました12件を紹介しています。このうち樹木といたしましては一番下の真ん中にあります「三浦海岸河津桜」がございます。では1ページにお戻りください。

「2 景観重要建造物・景観重要樹木とは」になります。考え方といたしましては、本市には見た目の優れた建物、地域のシンボルとなるような樹木など、景観的に特徴を持った地域資源がございます。しかしながら、そのような資源は市民に十分認識されておらず、また、地域の魅力向上に活用されていないのが現状です。こうした地域資源を、皆の財産

として共有できれば、地域の宝として引き継ぐことができます。また、地域住民の愛着も高まり、保全活動などを通じて人々の交流も生まれます。景観重要建造物と景観重要樹木とは、こうした景観的に特徴を持った地域資源で、三浦市の良好な景観づくりに重要であるものを、市長が指定するものになります。指定の法的位置付けは後ほどご一読下さい。

「3 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針と基準」になります。指定には、景観法施行規則で定める基準と、三浦市景観計画で定める指定方針に該当することが必要になります。次のページをご覧ください。景観重要建造物の景観法施行規則で定める基準は（ア）（イ）になります。（ア）は地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観区域内の良好な景観の形成に重要なものであること、（イ）道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること、とされています。また、景観計画で定める指定方針では（ア）歴史や文化の観点から、「三浦らしさ」が表現されている建造物、（イ）周辺景観の中で地域景観のランドマークとなっている建造物、（ウ）アイストップに立地し、周辺景観と調和し良好な景観を形成している建造物、（エ）市民生活や行事等に活用されるなど、歴史的、文化的な側面から来訪者に親しまれている建造物、（オ）優れたデザインを有し、地域の景観まちづくりを先導する役割を持つ建造物となります。

「景観需要樹木」につきましては、景観重要建造物と基本的に同一の基準となりまして「建造物」の記載の部分が「樹木」や「樹容」という記載に置き換わったものになります。

（3）『留意事項』です。ア 指定のためには、所有者全員の意見を聞かなければならないとなっております、イ 文化財保護法により指定される国宝、重要文化財、天然記念物は適用されません。

「4 指定の候補について」景観重要建造物と景観重要樹木の候補になるには、以下二つのケースがございます。どちらのケースの場合でも、所有者等との同意を踏まえ、景観審議会での調査・審議等により指定をいたします。

（1）市の判断により候補とするケース、（2）所有者等から市長に指定の提案をするケースとなっております。今回は（1）市の判断により候補とするケースを考えております。

「5 指定に伴う支援」景観重要建造物の支援措置といたしましては、ア 市が標識を設置、イ 相続税の優遇措置、ウ 建築基準法の規制の緩和の検討になります。こちらにつきましては下に書いてあるんですけども、本内容について、個別の景観重要建造物の指定に伴い、市が条例制定の必要性や緩和内容を検討いたします。エ 三浦市のホームページや広報誌等で情報を発信いたします。

景観重要樹木の指定に伴う支援につきましては、ア 市が標識を設置、イ 市のホームページや広報誌等で情報を発信となっております。

次に「6 指定に伴う制約」がございます。景観重要建造物に指定されますと、ア 現状変更の規制が加えられます。増改築、移転、除却、外観の変更を伴う修繕等には市長の許

が必要になります。イ 所有者等の適正な管理義務が課されます。ウ 指定の解除の制限として、指定理由の消滅や公益上その他特別な理由がある場合を除き、所有者等の意向による指定の解除はできません。

景観重要樹木の制約につきましても、ア 現状変更の規制がかかります。伐採又は移植には市長の許可が必要になります。イ 所有者等の適正な管理義務、ウ 指定の解除の制限もあります。

「7 管理の方法の基準」になります。今、ご説明いたしました「所有者等の適正な管理義務」について景観法において、管理の方法の基準を条例で定めることが出来るとされていますが、本市の景観条例及び施行規則では定めておりません。また、このことについて「条例で定める事が望ましい」とされておりますので、管理の方法の基準の策定については、指定までの間に市が検討する予定です。また、基準は以下の内容が考えられます。

(1) 景観重要建造物、ア 管理上必要な修繕等として想定される内容、イ 消火器の設置等防災上必要な措置の内容、ウ 定期点検等の内容、エ 下草刈り等の敷地の管理、オ 木造建造物の場合における裸火の使用禁止、景観重要樹木の場合は、剪定、下草刈り、病害虫駆除の定期実施等とされております。

「8 指定に向けた流れ」です。以下の流れにより指定させていただきたいと考えております。全体で2年程度を想定しております。(1) 候補物件の選定、(2) 所有者への制度説明、(3) 所有者の同意、(4) 現地調査・資料作成、(5) 指定資料の確認、(6) 景観審議会への意見聴取、(7) 指定、(8) 指定通知・標識の設置の順になっております。

「9 候補となりうる物件」についてです。「みうら景観資産」等を参考に、景観審議会事務局、都市計画課が候補と考える物件は以下のとおりとなります。次のページをご覧ください。景観重要建造物は1件となります。所在地は三崎2丁目 11-3番。建物名称はチャッキラコ三崎昭和館になります。景観重要樹木は5件となります。ア 三浦海岸駅付近から小松ヶ池公園付近までの三浦海岸河津桜、イ 初声町三戸 2473 光照寺のスタジイです。ウ 三崎 1-20-32 三浦市立三崎小学校にあるクロマツです。エ 初声町にあります延寿寺にあるイチョウになります。オ 三崎の海南神社にありますイチョウになります。なお、以上の建造物や樹木は先程説明した基準や指定方針に適合しているかどうかの確認をこれから行うものになります。現段階では候補になりうる物件をあげさせていただいたものになります。

「10 景観審議会からの提案」景観重要建造物、景観重要樹木の候補となりうる物件について、事務局提案以外に委員さんからの提案がございましたら、7月末日までに、事務局宛て住所、建造物名、樹種等をご提案いただけたらと思います。

最後に「11 次回の景観審議会について」です。次回の景観審議会開催時まで、候補となりうる物件に関して、事務局が所有者への制度説明、所有者の同意意向、現地調査・資料作成等の下準備を可能な限り進めます。次回開催時は、事務局が進めた下準備状況を報告するとともに、候補物件の選定を行わせていただきたいと思います。事務局からの説



明は以上となります。

【鈴木会長】

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

今回の大きなミッションは候補の選定で、審議会の委員の皆さんから是非、ご推薦があればいただきたいということですね。

【山岡委員】

6 ページの 10 番なんですけれども、今回の手続きのフローというのはこれでよろしいと思うんですけど、この先ですね。私、前に別の市で景観審議会に入っていたことがあるんですけど、そこでやっていたのは市民からハガキで意見を頂いてそれを集約し、市のバスで全部巡回して点検した上で検討するというような方法をとっていたんですが、将来可能であればよりいいかなと思います。

【事務局】

審議の際に先程の 5 ページの 8 番に、指定に向けた流れの中で景観審議会への意見聴取の場面がございます。こちらについての意見聴取、そして答申をいただくようになるんですけども、そこでどういった審議をするかはまさにこの審議会で決めていただくものと考えています。方向性を示して審議をすることになりますので、今山岡委員がおっしゃられたバスで行くというのも一つの手段になるのかなと思いますので、また検討させていただきますと思います。

【鈴木会長】

「みうら景観資産」の時は色々と市民意見の募集とかじゃなかったでしたっけ。写真コンクールをやったり、色々ご推薦をいただいていた気がするんですけど。みうら景観資産、それを第一的な候補として、景観重要建造物、景観重要樹木の流れを当初想像していたので一遍そのみうら景観資産という外に、市民向けに公開しているというプロセスではいるんですけども。今回市民意見の募集が出来るかどうか。タイミング的なものもありますでしょうし。いかがでしょう。

【事務局】

ケースとしては 3 ページなんですけれども。3 ページの 4 番の指定の候補についてですけれども、市の判断により候補とするケースと、所有者等から市長に指定の提案をするケースの 2 パターンがございます。今考えているのは市の判断により候補とするケースのパターンですけれども、委員さんもおっしゃられた市民からというところで所有者等ですけれども、今のところ所有者等の等の部分ですけれども所有者が複数人の場合があ

るので等としました。これについては所有者等から随時提案を受けるところにはなっておりません。その他の広い市民からのご提案については・・・

#### 【事務局】

ちょっとよろしいでしょうか。今回、景観重要建造物と景観重要樹木の指定を最終的には目指すわけですが、この二つを指定する以前に、まず「みうら景観資産」に入らなくてはならない。また会長がおっしゃられた、以前の景観資産を募集するときはもっと広く何かやったのではないかと。今、記録がなく申し訳ありませんが、そういうプロセスは経ています。そういう意味では今現在、景観重要建造物、景観重要樹木になりうるものは資料3の7ページに、これが今すべての景観資産です。こちらの一番下に三浦海岸の河津桜はすでに景観資産になっておりますので、皆様のご意見がまとまれば現時点でも景観重要樹木になり得ます。その他の6ページに載せているものについては、景観資産になっておりませんので、まず景観資産に載せるプロセスを踏まないといけないんですけれども、その中で先ほど申し上げました1の市の判断により候補とするケース及び2の所有者などから指定の提案をするケース。山岡委員の申し出の趣旨はいわゆる第三者がということですが、所有者とかではなくてですので、そこをあてはめるとしたら1の市の判断。市の判断を形成するために一般の市民公募みたいなものをするか。候補がある程度しぼれましたら、市民参加ツアーなどしながら議論していくか。非常に手続きに時間を要することになると思いますので、判断が難しいところではあると思います。2年の間で、景観資産にして景観重要樹木、景観重要建造物の指定を予定しておりますので、広い意見を集めるのが重要なと、ある程度市の判断に基づき、今日ご提案申し上げましたとおり進めさせていただければと思っております。景観について大変ご見識のある委員の皆様、ご関心のある市民委員の意見をいただいて直接ではないんですけど、間接的な意見をいただくという考えです。一般市民まで広げると、結構な時間がかかってしまいますので。

#### 【鈴木会長】

2年もあればできる気はしますけどね。後は景観資産にしてから景観重要建造物というのは名目的なプロセスなので同時にやってもかまわない、新たな何かをやるときには。そうすると時間は一気に短縮できる。少しいろんな形でご意見を伺うというのも可能なのかなと。是非他の意見をいただきたいところですが。

#### 【事務局】

今後どんな形にするにしてもどのくらいの案件がくるかにもよりますが、当然ながら先程の説明でもありました定める基準ですとか、指定方針とか1件1件の審査といいますか確認作業が必要になるかと思えます。ここでどのくらいの時間が必要となるかというところもありますので、この先のスケジュールがお話を聞いたところで示せないの

で難しい所かなと思います。

【中津委員】

もともと観光協会さん、写真コンクールとかとリンクしながら、ずっと景観のことを行政がリーディングしながら、市民にフィードバックしながら少しずつ市民の方々に知ってもらような活動を継続的にずっとやってきているわけですから、締め切りを切ってそれまでにどうしようというか、ずっとルーチンでドライブスルーのようなシステムに切り替えた方がいいのではないのかなとすごくするんですけど。なにか締め切ってイベント的にバンって切って認定しないといけない理由ってあるんですか。

【事務局】

いわゆる常時受け付けるってことですよね。樹木も成長いたしますし、立派になったら景観重要樹木を指定してはどうかと、自然発生的に指定条件に見合ったものが出現するということが確かにあるとは思いますが。市の取組として景観重要公共施設をテーマに進んでいきましょうっていうのは前回終わりましたので、次のテーマで景観重要建造物、景観重要樹木を計画的に今回取り組もうと、時間を切らせていただいています。今回新規指定までやらしていただこうと思っていますけど、一次指定が済んだ後、市民の皆さんにはご提案もしくは所有者の皆さんからのご提案があれば、順次指定していく流れはあろうかと思っています。今回は新規指定なのでスケジュールを定めて期間を切らせていただいています。将来的には中津委員がおっしゃっていたとおり、順次そのように増えていけば、期間を定めて期間以外は受け付けないということはどうかなと思いますので、今回は新規指定なので2年の期間で指定させていただくために期間を区切らせているというものです。

【中津委員】

理解いたしました。小学校の総合の学習とかとリンクさせて子供たちが地域に愛着を持つか、丁度重なり合うすごくいいテーマだと思うんですね。そういうのを積極的に教育委員会で連携していけばイベントとかでも必要であれば色々やりますし、またよろしくをお願いします。

【山岡委員】

指定までいなくても、私が以前経験しましたケースは、毎年今年の景観賞というのを出していたんです。そうしますと今おっしゃいましたとおり、子供たちや住民の方たちの景観に対する関心も高まってきますので、そういう啓蒙活動も含めまして指定までいなくても賞というかたちでやっていくといいイベントになるのではないかなという気がします。

### 【渡邊委員】

今に関連するんですけれども、みうら景観資産ということで、今後将来残していかなきゃいけない、引き継ぐにはどうしたらいいかとかあろうかと思うんですけど、例えば今、国の指定の天然記念物の諸磯隆起海岸というような言葉があるんですけど、昔は小学校で理科の時間に現地に行ってみたりだとかしていたんですけども、今はもう看板がそのままになっていてどうにかしてくださいということで、直していただいたものがこんなものなんですね。非常に寂しい、コピーをとったものに上からプラスチックで覆うだけ。これで見てくださいって言うんですか。国の指定の文化財で、『地球の歩き方 神奈川』（Gakken・2024年）にかなり素晴らしい資産なんですって書かれているんですけども、これをみて本当に素晴らしいと思えますか。全然保護が出来ていないんですね。後は先程の小松ヶ池公園付近の河津桜のところにつきましても小松ヶ池自体がもう死んじやっているんですよ。正直いいまして。どうしてかっていうと、昔はモリアオガエルとか市の指定の天然記念物とかいたものが今はいないどころか、油が浮いてしまっているとか、ブラックバスみたいなものが入ってしまって、もう完全に生態系自体が崩れてしまっているんですね。そういうこともやらないで、本当に重要な資産なんですって樹木だけ指定しても意味がないと思うんですね。やはり一体として景観のプラスアルファで何かしらやらないといけないんじゃないかなと思うんですけど。やはりこれにも縦割りがありまして、ここは教育委員会がやるんだとか、ここはどこかがやるんだとかいうことで、これは色々市民サービス課とか市民部長にお願いして、これはとりあえず付けていただいたんですけども、こんな恥ずかしいもので、もう三浦市は消滅可能性都市になってしまうような物をさらけ出しているような感じで、こういう綺麗な諸磯隆起海岸のところにしても、もう少しちゃんとすれば人が来ると思うんですよ。ですから、みうら景観資産でも『地球の歩き方 神奈川』とかで大きく取り上げられているので、そういうものをもっと大切にしないといけないんじゃないかなと感じがしております。管理を大切にしていけないといけないんじゃないかなと思います。

### 【事務局】

看板ですね、すべてが言い訳になってしまいますけど、三崎城の解説板も直営でやっていますけど磨けば光る、ブラッシュアップすれば財産になるというご指摘だと思います。しかし、所管する物も多く、磨くということがなかなか出来ない。それぞれの物に、所管があるというのも事実でございまして、そこが縦割りにならないように横に広く動いていけたらと思います。所管部署には、せっくなので話は伝えさせていただきたいと思います。何分申し訳ございません。そこは予算を確保してやっていけないといけないことなので、ご理解をいただけたらと思います。

【渡邊委員】

こちら（諸磯隆起海岸）のほうは国の指定になっているので、国に対して何かしら訴えていくとか、何か手段はあると思うんですよ。予算を確保するとかもありますし。ただ、予算がないから出来ませんではなく、手作りだからといってももう少し丁寧に来るんじゃないのかなと思うんです。全然出来てないですよ。これですと、本当に見てくださって言えるのかな。なので、新しく市の方で看板を作る予算があるならば、他にもやるべきことがあるのかなと正直思います。

【事務局】

公共の財産の管理は管理物品も多く、本当に十分に管理が出来ていない部分があるということが現実的にございます。せっかくの資産になりうところが埋もれてしまっていることがありますので、直営でやるにしても極力センスよくできないのかというものは意識をしながらやらさせていただきます。この件については、貴重な意見をいただいたので市民部の方にも伝えさせていただきます。大変申し訳ございません。

【鈴木会長】

他にいかがでしょうか。

【中津委員】

今の話を深めるつもりはないんですけれども、景観的な価値、潜在的な面白いものがいっぱいあるのが埋もれてしまっているのをお金に変える、ビジネス的な感覚をもうちょっと専門家を呼んでやる必要があるのかなと私はとらえております。行政的にお金がないからできないというのは当たり前で、お金のネタになるものがいっぱいあるのにお金に変える知識というのが少し足りないのかなと。今それを専門家を呼んでくる、景観アドバイザーと一緒にすけれども、こういう審議会に来てくれるのであれば、喜んで交代したいという気がします。まあそれは余談なんですけど。

あとちょっと制度に関して時間ないなかなすみませんが、意見というか、お願いが一つだけあります。4ページなんですけど、決まってしまったことはしょうがないと思うんですが、真ん中ぐらいに（２）景観重要樹木の規制の次に『イ 所有者の適正な管理義務』とありますが、枯死の恐れがあるとき、また管理が不適切なとき、市が必要な措置を『命令、勧告』となっているんですけど、これ色々全国的に問題になっていて、緑化行政で木が枯れて倒れて人がケガするという話ですね。これ公共の土地に立っている樹木は市役所が一方的に何の協議をすることもなく勝手に伐採することがどんどん始まってます。どういうことかということ、将来的に公園の中が夏、炎天下で誰も来ない公園が出来てもいいですよ、ということなんです。何が問題かということ、木は何十年か経ったら必ず倒れるんです。100%倒れます。それを倒れる可能性があるから植えるなど行政がいい

始めたんです。これもちょっと非常に残念で、倒れるまで50年、60年と木陰を作って人の交流の場所とか子供たちの遊ぶ場所とか直射日光から守ってくれる樹木を、植えるなという判断をする行政が増えているんです。景観の話って、公共の土地であろうとプライベートの土地であろうと皆さんの資産なんですよ。それを考えたときに、枯れる可能性があるから切れって命令をするのは非常に簡単な判断ではあるんですけど、これ考えることをしていただけないかなと。具体的には樹木医という業界がありますから、そういう業界の少なくとも検査をする、多少お金はかかるんですけども。一本の木に電極を入れて検査するのに15万円かかったりするので、なにかそういうもので専門家の診断によって樹木を切るべきか、あと20年ぐらい措置、治療ですね。それをすればまだ木が伸びますよとか、なにかそういうような判断を、たとえプライベートでの敷地に立っている木でもこういった景観重要樹木ですよというように宣言したのであれば、そういうような措置を施すような制度を何か入れることは出来ないかなという気がして、お願いというか。当然お金がないから行政はできませんという話なんですけど、何かそれをビジネス的にどこかの企業とタイアップしてそういうことができないのかなと。少なくとも一度検討するところに挙げていただけないと、今後いくら頑張ってみんなで指定しても、どんどん切りましょう、はい切ってくださいとなってしまうんですね。先程の色々別の所でどんどん切ってしまったんですけど。そうならないようにこの辺の制度を検討していただけたらと思って、お願いしています。長くなってすみません。以上です。

#### 【事務局】

今貴重なご意見いただきましたので、出来る、出来ない、どこまでできるかも含めまして、どのような取組を考えるのかにつきましては、事務局で咀嚼しまして、またご報告させていただけたらと思います。この条文自体、記載自体は法によるものでございまして、運用においてどういうことが出来るのか、事務局で検討させていただけたらと思います。

#### 【鈴木会長】

その他いかがでしょうか。

#### 【野村委員】

河津桜なんですが、三浦海岸から小松ヶ池まであの長い距離は所有者っていうとどなたになるんですか。部分的に所有者が違うんですか。

#### 【事務局】

基本的には三浦海岸まちなみ事業協議会ですね。敷地はいわゆる市の道路敷です。樹木は土地に生えているので土地と一体化という意見もあるんですけど、ここはまちなみ事業協議会という市内の街並み形成している団体が植えているので、地面は市、樹木はま

ちなみ協議会ということで、実際の管理は剪定ですとか菜の花を植えるとかはまちなみ協議会が行っていて、地面は市ですけども、実際の指定についてはまちなみ協議会さん  
とご相談となるかと思います。

【野村委員】

そのまちなみ協議会の方たちもかなり高齢化されているって話を聞きまして、菜の花、河津桜もちょっとそうなんですけれども、菜の花が数年前よりも全然ダメなんです。全然手入れされていなくて、以前は菜の花越しに写真を撮ると黄色とピンクととっても綺麗な感じだったんですけども、菜の花は所々しか咲いていない感じになりまして、全然手入れされていないなって年々感じて毎年思っていて、ここで三浦市は景観資産になっても一切関知しないんですか。協議会にまかせるんですか。あれで観光客を呼ぼうとしているってことが『ん。』って思ってしまったんですね。

【事務局】

そういう意見がおありということはお伝えすることは全然やぶさかではないですが、運営自体については協議会という会を皆さんが組織していますので、直接市がこうしろ、ああしろと言える立場でないんですね。ただ皆さん心配されていますよ、昔のように勢いがないよ、そういうご意見もありますということを伝えることはできるかなとは思いますが。

【野村委員】

市としては、一緒にやってあげるってことはないんですか。

【事務局】

私たちが持っている情報ではどこまで市が関与しているかですとか、これから景観重要樹木を指定する際にはいろいろやり取りはしないといけないので、当然そこは理解を進めていかないといけないところなんですけど、今の時点では申し訳ないですが、都市計画課とまちなみ協議会に接点がないものですから詳細についてはお答えできません。市の経済部を通じて色々関係がありますので、そこら辺の意見、状況については確認していきたいなと思います。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

【野村委員】

もう一つよろしいでしょうか。あそこに市役所ができるんですよね。ベイシアの隣に。

市役所もかなり大きな建物になるかと思うんですけど、景観審議会に諮ったりしないんですか。

【事務局】

先程ご紹介させていただいたまちづくり条例、景観と重なるところがあるんですけれども、まちづくり条例の手続きを丁度進めておりまして、ほぼ終わりに近づいているところです。景観につきましては他の案件と同様ではあるのですが、市の事務局の方で届出を受理いたしまして、そこで協議、指導をいたしまして、誘導をしていくような流れになっていくと思います。審議会についても、意見については今進んでいる事業でございますので、今の枠組みで進めていくことを考えますと審議会に諮るということは現実的ではないのかなと思います。

【事務局】

今まちづくり条例で議論していきまして、まるっきり無機質な市役所が建つわけではなくて、周辺を緑で囲んだり、都市計画審議会などで中津委員にもご意見をいただき、小網代の森へのアプローチを街路樹的な物で繋げたり、緑地率はかなり担保される状況にはなっております。

【鈴木会長】

よろしいですか。それではこの報告事項2なんですけれども、山岡委員からご意見いただいた市民意見をどのように聴取するかということに対しては、一旦持ち帰って今即座に決めることは出来ないと思いますので、多分次回の審議会は実際にどれを認定するかというプロセスになりますので、どういう形のスケジュールで進めていくかということについて改めて事務局から検討したものを、スケジュールを含めてすべての委員の方に検討結果を示していただく、という形で進めていこうと思います。よろしいでしょうか。そのような形で次回の審議회를本当にスケジュールが必要かと思いますのでご検討をお願いします。そうしましたら、報告事項2は以上となりますので、他に特になければ終了とさせていただきますので、事務局にお返ししたいと思います。

【堀越部長】

大変ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましては長時間にわたり活発なご意見をいただくことができました。次回、令和6年度第2回景観審議会の日程につきまして、来年年明け後に開催したいと思っております。詳しい日程は、改めてお知らせいたします。それまでに、今会長からお話いただきました市民意見につきましては、事務局で検討の上、会長にも色々ご意見をいただきながら皆様に結果をご報告したいと思いますので、しばしお待ちいただければと思います。これをもちまして、令和6年度第1回



三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。